◎新潟県告示第983号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和３年８月27日

新潟県新潟地域振興局長

１　解除予定保安林の所在場所

新潟県新潟市北区太夫浜97の13、97の14、105の11から105の14まで、105の38から105の41まで、113の37

２　保安林として指定された目的

飛砂の防備

３　解除の理由

指定理由の消滅